

仕 様 書

福島県立テクノアカデミー浜

1 概要

本契約は、令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日までの福島県立テクノアカデミー浜パーソナルコンピュータ（以下「パソコン機器」という。）について、リースによる賃貸借契約を行うものである。

2 パソコン機器の数量及び詳細仕様

別紙 2 「仕様詳細」のとおり

3 リース契約期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日まで

4 パソコン機器の設置場所

福島県立テクノアカデミー浜（南相馬市原町区萱浜字巢掛場 45-112）

5 契約の方法等

（1）契約の形態

リースによる賃貸借契約とする。

（2）契約の締結

リース契約書（以下「契約書」という。）を作成する場合において、落札者は発注者が交付する契約書（案）に異議がなければ記名押印し、発注者が指定した期日までに契約書の取り交わしを行うこと。

6 適用の範囲

パソコン機器の設置場所への搬入搬出、移動（調整、動作確認を含む。）搬入後の清掃等の業務。具体的には次の作業を想定すること。

（1）パソコン機器の搬入搬出、設置、構築、設定、調整、動作確認

（2）電源等の配線

（3）パソコン機器搬入後の清掃

（4）パソコン機器の移動

（5）パソコン機器の撤去

（6）その他、契約の目的を達成するために必要な一切の業務

7 保証期間

保証期間はリース期間とし、翌営業日現地に対応を可能とする。

8 保証の対象

- (1) 正常な使用状態のもとで発生した障害
- (2) 付属品に明らかな瑕疵がある場合

9 保証の対象外

各機器指定の消耗品

10 取扱説明

設置する時に、福島県立テクノアカデミー浜担当職員に対して、取扱いや操作方法について説明を行うこと。

11 パソコン機器故障時の対応

パソコン機器が故障等の理由により使用不能となった旨の通知があったときは、直ちに補修を行わなければならない。

12 障害発生時の対応体制

リース期間中は、以下の対応体制をとること。

- (1) 障害発生時の連絡・対応をする部署を指定すること。
- (2) 保守体制の対応時間は、休日（土曜日、日曜日、国民祝日に関する法律に規定する休日）を除く日の午前8時30分から午後5時の間とすること。
- (3) 障害発生時の連絡を受けた際、内容を確認の上、技術者の派遣が必要と判断された場合、すみやかに技術者を派遣し、障害の内容を確認すること。
- (4) 障害確認の結果、軽易なものであると判断した場合は、その場で対応すること。
- (5) 障害確認の結果、重大な障害であり、メーカーのサービスセンター等での修理が必要と判断された場合は、福島県立テクノアカデミー浜と納入業者が協議して対応を決定すること。

13 パソコン機器付属ソフトウェア

パソコン機器において使用するOS、アプリケーションソフトにおいては、すべて正規のライセンスを取得済みのものとする。